

資料 2

**練馬区公共施設等総合管理計画
〔実施計画〕（令和 4 年度・5 年度）
【たたき台】**

令和 3 年（2021 年）11 月

練 馬 区

目次

はじめに	
1 実施計画の目的、位置づけ	1
2 計画の内容	2
実施計画の見方	2
第1章 施設配置の最適化の推進	
1 機能の転換	4
2 統合・再編	4
3 複合化	4
第2章 リーディングプロジェクト	
1 旧高野台運動場用地における病院と福祉園の整備	8
2 新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約	9
3 北保健相談所移転と周辺施設の集約	10
4 美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編	11
5 練馬春日町駅周辺施設の統合・再編	12
第3章 区立施設改修・改築等実施計画	
1 実施計画（改修・改築）改定の基本的な考え方	13
2 施設種別ごとの取組	14
(1) 庁舎等	14
(2) 保健相談所	16
(3) 土木出張所、公園出張所	17
(4) 文化・生涯学習施設	18
(5) スポーツ施設	20
(6) 産業振興・勤労者福祉施設、集会施設	21
(7) 子どもと青少年の施設	22
(8) 高齢者福祉施設	27
(9) 障害者福祉施設	28
(10) 地域の施設	29
(11) 教育施設	30
3 跡施設・跡地の活用	
(1) 光が丘第七小学校跡施設	34
(2) 現 春日町児童館・敬老館	34
(3) 現 光が丘保管所（再利用家具置場）	35

(4) 現 シルバー人材センター作業所	35
(5) 田柄第二ストックヤード跡地	36
(6) 現 光が丘病院施設	36
4 外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設等	37
(1) 民営化した特別養護老人ホーム・デイサービス等	37
(2) 作業所・生活介護施設	38
第4章 委託・民営化実施計画	
1 区立施設の管理運営手法の基本的な考え方	39
2 施設種別ごとの取組	40
(1) 子どもと青少年の施設	40
(2) 高齢者福祉施設	45
(3) 障害者福祉施設	46
(4) 清掃関連施設	49
(5) 教育施設	50
(6) 文化・生涯学習施設	51

はじめに

1 実施計画の目的、位置づけ

平成 28 年 10 月に策定した区政改革計画に基づく個別計画として、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。総合管理計画では、区立施設や都市インフラの維持・更新、管理の総合的マネジメント方針を示しました。

区立施設のマネジメントは、単に施設の総量削減、コストの削減を目指すものではなく、社会の状況が大きく変化するなか、長期的な視点に立ち、練馬区の実情に即した望ましい施設の実現を目標としています。

実施計画は、区立施設のマネジメントをハード、ソフトの両面から推進するため、年度別の具体的な取組内容を定めるものです。

令和 2 年 3 月に、令和 2 年度から 5 年度までを計画期間として実施計画を策定し、取組を進めてきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 3 年度の予算編成にあたり、緊急対策として、改修や改築に着手していない事業を中心に、可能なものは延期するなど見直しを行いました。

本実施計画では、引き続き、新型コロナ感染症拡大の影響による厳しい財政の見通しを踏まえ、緊急対策として見直した事業も含めて、改めて安全性の向上や財政負担の平準化などを基本に優先順位を精査し、令和 4 年度、5 年度の取り組む内容を整理しています。

緊急対策で計画を見直した主な事業

改修：北町福祉作業所の大規模改修

生涯学習センター・練馬図書館の大規模改修

中村敬老館の工事（街かどケアカフェ・地域包括支援センターへの機能転換）

北大泉地区区民館の大規模改修

設計：美術館の基本設計

高野台敬老館の設計

西大泉地区区民館の基本設計

向山小学校の基本設計

田柄中学校の基本設計

2 実施計画の内容

実施計画では、区立施設の維持・更新、委託・民営化に関する年度別計画を明らかにしています。

道路や橋梁等の都市インフラは、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の「アクションプラン（年度別取組計画）」に記載しています。

【実施計画の見方】

取組の概要を紹介しています。			
(9) 障害者福祉施設			
① 福祉作業所			
<p>北町福祉作業所は、大規模改修を行います。その際には、北保健相談所の移転に伴う空きスペースを活用し、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、令和6年度から生活介護事業を開始します。</p> <p>大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。<リーディングプロジェクト3></p>			
5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
【北町福祉作業所】 大規模改修 [再掲]	実施設計 (令和2年度)	4年度 工事	5年度 使用開始
事業実施課：福祉部 障害者施策推進課			
枠内の事業の完了年度を記載しています。			
令和3年12月1日時点の組織名を記載しています。			
第2章リーディングプロジェクトに掲載している施設を「再掲」としています。			

第1章 施設配置の最適化の推進

公共施設等総合管理計画に示した「施設配置の最適化方針」に基づき、改修・改築を進めるにあたっては、これまでの機能をそのまま更新するのではなく、「将来にわたって行政が確保すべき機能か」、「費用対効果の面で効率性はどうか」、「対象やサービス内容が他と重複していないか」、「現在の施設でないと提供できないサービスか否か」などの視点から見直します。そのうえで、つぎの3つの手法を組み合わせることにより、施設配置の適正化を推進します。

1 機能の転換

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、優先度が高い機能への転換を検討します。

機能の転換により、有効活用が困難な場合は、貸付や売却を検討します。

また、利用が限定的となっている施設は、より幅広い活用ができるよう、機能を転換します。

2 統合・再編

同種あるいは類似の施設が重複している区立施設は、施設の配置バランス・箇所数などを考慮し、公平性や良好なサービス提供の観点から統合・再編を実施します。現在の施設（場所・建物）でなくても提供できるサービスは、移転・集約を検討します。

地域施設（児童館、敬老館、地区区民館、地域集会所）は、統合・再編し、長期的には概ね中学校区に1か所程度になるよう、再配置を検討します。

3 複合化

大規模改修や改築の際には、周辺施設や新たな区民サービスの機能との複合化を検討します。複数の機能を一つの施設へ集約することで、施設規模の抑制・延床面積の削減を図りつつ、必要な機能を備えます。

また、まちづくりにあわせて、駅周辺への施設の集約を検討します。その際は、民間の資金、ノウハウの活用も含めて検討します。

小中学校は、改築にあわせて周辺施設との複合化を検討します。

施設名	取組内容
・石神井庁舎	・まちづくりにあわせて、区民生活に密着した行政サービスを再開発ビルへ移転し、その後の建物・敷地の有効活用を検討します。
・東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬） ・勤労福祉会館	・社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、機能を整理します。 ・サンライフ練馬は、令和7年度を目途に廃止します。引き続き必要な機能については代替を設けます。 ・勤労福祉会館は、今後のあり方を定めます。
・中村橋区民センター	・トレーニング室など、サンライフ練馬の代替が確保できるよう、大規模改修の設計を行います。
・春日町青少年館 ・南大泉青少年館	・社会状況の変化に伴う区民ニーズや利用状況等を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。 ・春日町青少年館は、施設貸出機能を備えた春日町南地区区民館、春日町地域集会所との統合・再編を検討します。
・秩父青少年キャンプ場	・利用状況、立地環境、民間による類似施設の状況などを考慮しながら、今後の方向性を定めます。
・中村敬老館 ・高野台敬老館	・街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。
・春日町南地区区民館	・春日町青少年館、春日町地域集会所との統合・再編を検討します。
・春日町地域集会所	・春日町青少年館、春日町南地区区民館との統合・再編を検討します。
・旭丘小学校 ・旭丘中学校 ・栄町児童館 ・栄町敬老館	・新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の整備にあわせて、栄町児童館、栄町敬老館を複合化します。 ・栄町敬老館は、街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。
・下田少年自然の家	・施設の老朽化が進んでいるほか、臨海学校を中止することから廃止します。
・敬老館、地区区民館、厚生文化会館の浴室	・新型コロナ感染症の拡大防止のため休止をしている浴室の利用について、休止以前の利用状況、再開の際に生じる修繕費、再開後の運営費等を考慮しながら、今後のあり方を検討します。

参考 【平成29年度以降の主な取組事例】

旧施設名	新たな活用内容
出張所（11か所） (平成29年3月廃止)	地域包括支援センター6か所（平成29年4月から順次）
	街かどケアカフェ4か所（平成29年4月から順次）
	図書館資料受取窓口2か所（平成29年9月から）
光が丘ひまわり学童クラブ（令和元年3月廃止）	地域包括支援センター（令和3年3月から）

※この他に現在進めている取組は、本実施計画の中で示しています。

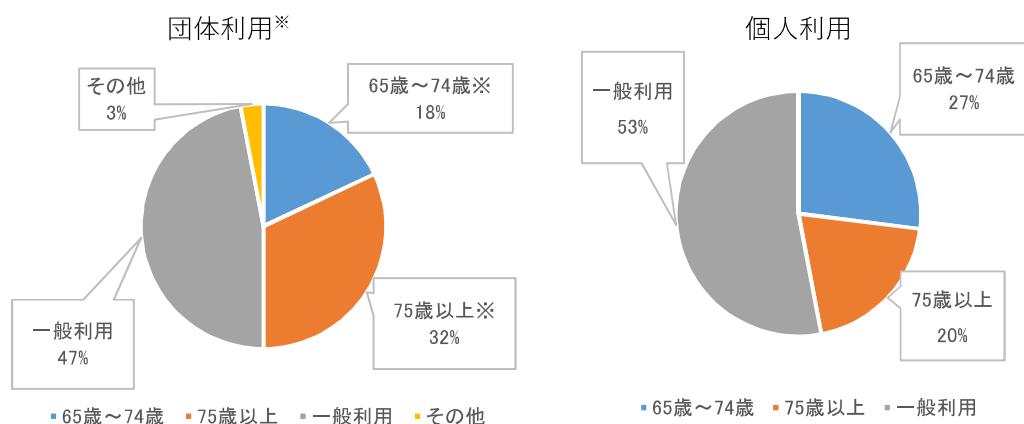
★ 施設の設置目的と利用実態について ★

公共施設は、それぞれ行政目的をもって整備してきました。しかし、社会状況の変化とともに区民ニーズも変化し、設置目的と利用実態が必ずしも一致しているとは言えない施設があります。

(1) 勤労者福祉施設

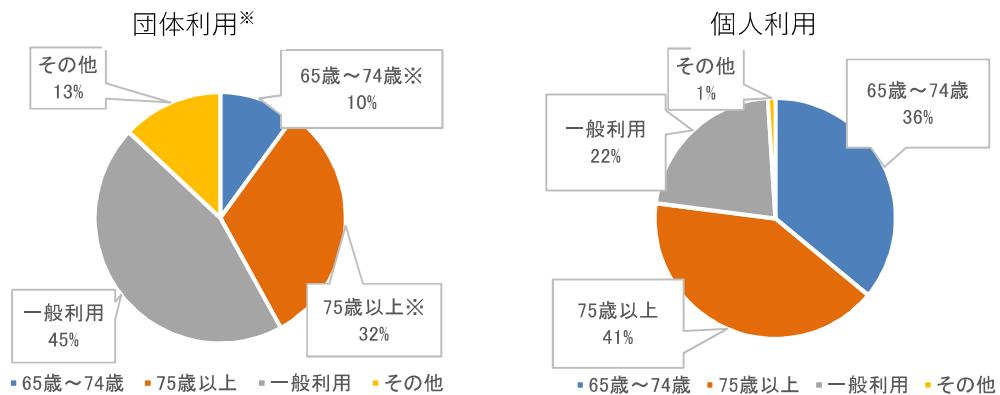
サンライフ練馬、勤労福祉会館は主に勤労者の福祉の向上を目的に設置していますが、勤労者だけでなく、幅広い年代の方が利用しており、とりわけ高齢者の利用が多くなっています。

〔サンライフ練馬の利用状況（令和元年度）〕



使用料の区別統計では、団体利用、個人利用とも 65 歳以上の利用が半分程度

〔勤労福祉会館の利用状況（令和元年度）〕



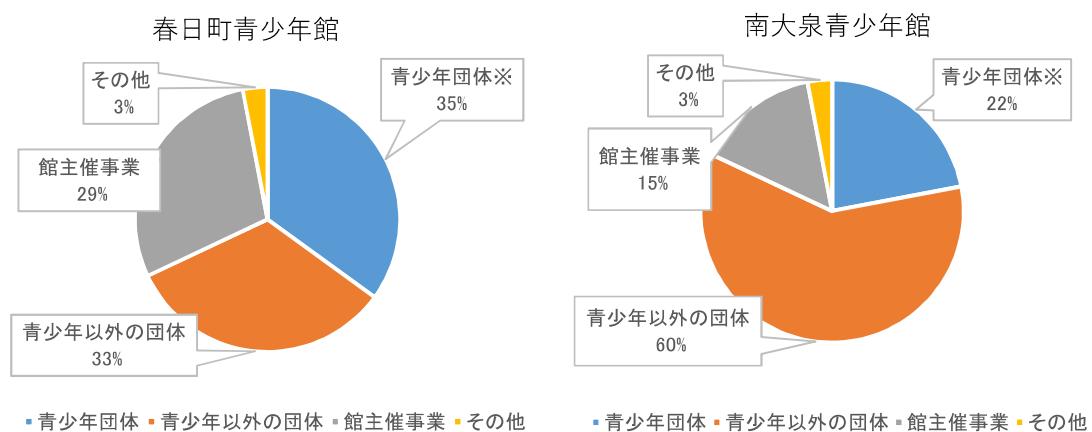
使用料の区別統計では、団体利用は 4 割強、個人利用は 7 割強が 65 歳以上の利用

* 団体利用の 65 歳～74 歳、75 歳以上の区分は、10 名以上の団体で、構成員の半数以上が 65 歳～74 歳、75 歳以上の団体

(2) 青少年館

青少年館は、青少年の健全育成を目的に設置していますが、勤労者福祉施設と同様に、幅広い年代の方が利用しています。

〔図：青少年館の団体別利用状況（令和元年度）〕



使用料の区分別統計では、春日町は3割強、南大泉では6割が青少年以外の利用

※ 青少年団体は、5名以上の団体で、構成員の半数以上が小学生以上30歳以下の団体

-課題-

勤労者福祉施設、青少年館とも、建設当初とは、社会状況が大きく変化し、施設の設置目的と利用実態があわなくなっています。

利用実態を踏まえ、類似機能を持つ施設との統合・再編や新たな区民ニーズに対応する施設への機能転換などを考える必要があります。

第2章 リーディングプロジェクト

1 旧高野台運動場用地における病院と福祉園の整備

旧高野台運動場用地に回復期・慢性期の機能を有する病院を誘致します。あわせて、同敷地に民間事業者が整備・運営する福祉園を誘致します。隣接する高野台防災備蓄倉庫は改築・拡張しました。

近接する石神井町福祉園は廃止し、跡地には、重度障害者グループホームを誘致します。誘致するグループホームは、ショートステイと相談機能を付加した「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点とします。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
高野台運動場用地			
【病院の誘致】 病院開設 ^{※1}	工事	工事 開設	—
【福祉園の誘致】 福祉園開設 ^{※1}	工事	工事 開設	—
【高野台防災備蓄倉庫】 改築・拡張	工事 使用開始 (平成30年度)	—	—
【運動場既存建物】 建物の除却	建物の除却 (平成30年度)	—	—
現 石神井町福祉園用地			
【石神井町福祉園】 建物の除却	—	除却設計 施設廃止	建物の除却
【重度障害者グループ ホーム誘致】 施設整備設計 ^{※1}	—	運営事業者選定	設計

※1…設計・工事は事業者が実施

事業実施課：地域医療担当部 医療環境整備課

福祉部 障害者施策推進課

危機管理室 防災計画課

2 新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約

旭丘小学校、旭丘中学校は新たな小中一貫教育校として改築します。あわせて、老朽化している栄町児童館・敬老館を複合化し、新たな区民ニーズに応える児童館や街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【旭丘小学校・旭丘中学校】 小中一貫教育校設置に向けた改築工事	実施設計	実施設計	工事
【児童館・街かどケアカフェ・地域包括支援センター】 小中一貫教育校と複合化し、移転・改築	実施設計	実施設計	工事

事業実施課：教育振興部 教育施策課、学校施設課

こども家庭部 子育て支援課

高齢施策担当部 高齢社会対策課、高齢者支援課

3 北保健相談所移転と周辺施設の集約

北保健相談所を平和台駅近くへ移転・改築し、あわせて、老朽化している春日町児童館・敬老館を複合化し、新たな区民ニーズに応える児童館や街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換しました。

北保健相談所の移転に伴う空きスペースは、北町福祉作業所の利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、令和6年度から生活介護事業を開始するとともに、シルバー人材センター作業所の移転先として活用します。北町福祉作業所の大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
(新) 北保健相談所			
【北保健相談所・児童館・街かどケアカフェ・地域包括支援センター】 複合化・移転・改築	開設 (令和3年度)	—	—
北保健相談所の移転後の空スペース			
【北町福祉作業所】 大規模改修	実施設計 (令和2年度)	工事	使用開始
【シルバー人材センター作業所】 大規模改修 移転・使用開始	実施設計 (令和2年度)	工事	移転 使用開始

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

福祉部 障害者施策推進課

4 美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編

美術館は、7,000点を超える収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足しています。再整備基本構想（案）で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向け、東京中高年齢労働者福祉センター（以下「サンライフ練馬」という。）の敷地とあわせて全面改築します。

貫井図書館は、美術館の改築にあわせて一体的に整備します。

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、サンライフ練馬は令和7年度を目途に廃止します。引き続き必要な機能については、代替を設けます。廃止後の敷地は、美術館の改築で活用します。

中村橋区民センターは、トレーニング室など、サンライフ練馬の代替が確保できるよう、大規模改修の設計を行います。大規模改修時に休止できない事業について、光が丘第七小学校跡施設やサンライフ練馬の部屋の一部を活用します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【美術館】 再整備基本構想に基づく改築に着手	構想の策定	設計者選定 設計	設計
【貫井図書館】 再整備基本構想に基づく改築に着手	構想の策定	設計者選定 設計	設計
【サンライフ練馬】 廃止に向けた調整	機能の整理	調整	調整
【中村橋区民センター】 大規模改修に着手	大規模改修の内容の決定	基本設計 実施設計	実施設計

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課

教育振興部 光が丘図書館

産業経済部 経済課

福祉部 障害者サービス調整担当課

5 練馬春日町駅周辺施設の統合・再編

練馬春日町駅周辺には、施設貸出機能を備えた春日町青少年館、春日町南地区区民館、春日町地域集会所があり、各施設とも大規模改修が必要な時期となっています。

各施設の事業内容や利用状況等を踏まえ、新たな区民ニーズへの対応も考慮しながら、統合・再編や機能転換を検討し、改修・改築の方向性を定めます。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【春日町青少年館・春日町南地区区民館・春日町地域集会所】改修・改築の方向性の決定	検討	検討	決定

事業実施課：こども家庭部 青少年課

地域文化部 地域振興課

第3章 区立施設改修・改築等実施計画

1 実施計画（改修・改築）改定の基本的な考え方

令和3年度の予算編成にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急対策として、改修や改築に着手していない事業を中心に、可能なものは延期するなど見直しを行いました。

本実施計画では、緊急対策として見直した事業も含めて、以下の考え方に基づき、令和4年度・5年度に取り組む事業を整理しました。

1 計画どおり進める事業

- (1) 既に工事等に着手している事業
- (2) 他の事業者（都、民間事業者）のスケジュールにあわせる必要がある事業
 - 石神井公園駅の再開発事業にあわせた石神井庁舎の機能の一部移転 など

2 優先して取り組む事業

- (1) 安全性の向上の観点から、早期に取り組む必要がある事業
 - 文化センター（特定天井）の改修 など
- (2) 財政負担の平準化の観点から、着実かつ計画的に進める必要がある事業
 - 学校施設の改築 など
- (3) 他の施策との関連で、着実に進める必要がある事業
 - サンライフ練馬を活用した中村橋区民センターの改修
 - 地域包括支援センターの移転・増設
 - 光が丘第七小学校跡施設を活用した障害者施設の改修
 - 学童クラブの校内化 など

3 上記以外の事業

上記1、2を優先したうえで、類似機能や近隣施設での同時休館回避、区全体の財政状況や改修・改築等にかかる財政負担の平準化の観点から時期を調整しながら計画化

2 施設種別ごとの取組

(1) 庁舎等

① 練馬区役所

区の行政機能の中核となる施設であり、あわせて区議会があります。災害時には防災拠点としての機能も担います。行政機能に滞りのないよう、計画的に改修を行っています。

東庁舎は区役所周辺の施設との統合・再編の可能性を含めて検討し、本庁舎と東庁舎の改修等の計画を検討します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【本庁舎・東庁舎】改修等の計画検討	検討	検討	検討

事業実施課：総務部 総務課

② 石神井庁舎（石神井再開発ビル）

石神井庁舎は、様々な公共サービス機能を備えています。

石神井公園駅南口西地区の再開発事業にあわせて、駅前の再開発ビルに区民生活に密着した行政サービスである区民事務所、戸籍、国保、総合福祉事務所、地域包括支援センター、子ども家庭支援センターを移転します。あわせて、乳幼児一時預かり室、生活サポートセンターを新たに設置し、区民サービスの向上を図ります。

移転しない機能については、今後の方向性を検討します。

石神井庁舎の建物・敷地は、区民が活動・交流できる機能への転換など、有効活用に向けて、改修・改築や民間活力の活用等を検討します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
再開発ビルへ移転する機能の決定	決定	調整	調整
その他の機能の方向性の検討	検討	検討	検討
建物・敷地の有効活用の方針案の検討	検討	検討	方針案の検討

事業実施課：企画部 企画課

総務部 総務課

区民部 戸籍住民課、区民事務所担当課、国保年金課

福祉部 生活福祉課、石神井総合福祉事務所 高齢施策担当部 高齢者支援課

こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター 都市整備部 西部地域まちづくり課

③ 中村北分館

区の情報処理センターとして引き続き活用するとともに、空きスペースの活用の方向性を決定します。なお、令和5年度に建物と敷地を買い取る方針です。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
空きスペース活用に向けた方向性の決定	検討	検討	建物・敷地の取得 方向性の決定

事業実施課：企画部 企画課、情報政策課

(2) 保健相談所

豊玉保健相談所は、併設の障害者地域生活支援センター等とあわせて、周辺施設との統合・再編の可能性を含めて検討します。

大泉保健相談所は、築30年以上経過し大規模改修が必要になることから、移転・改築の可能性も含めて検討します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【豊玉保健相談所】 改修・改築等の方向性 の検討	検討	検討	検討
【大泉保健相談所】 検討	検討	検討	検討

事業実施課：健康部 健康推進課

(3) 土木出張所、公園出張所

東部土木出張所支所は、東京都下水道局の浸水対策整備事業に伴い、平成29年度に東京都が解体しました。令和4年度に、同じ敷地に改築します。

西部土木出張所と西部公園出張所は、石神井庁舎の将来的な建物・敷地の有効活用の検討にあわせて、今後の施設配置の方向性を検討します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【東部土木出張所支所】改築 ^{※1}	実施設計	工事	開設
【西部土木出張所】方向性の検討	検討	検討	検討
【西部公園出張所】方向性の検討	検討	検討	検討

※1…設計・工事等は東京都が費用負担

事業実施課：土木部 道路公園課、維持保全担当課

(4) 文化・生涯学習施設

① 練馬文化センター

特定天井の改修や舞台等設備の更新など、大規模改修を行います。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
特定天井の改修および 舞台等設備の更新	実施設計	実施設計 工事	工事

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課

② 美術館

美術館は、7,000点を超える収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足しています。再整備基本構想（案）で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向け、サンライフ練馬の敷地とあわせて全面改築します。<リーディングプロジェクト4>

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
再整備基本構想に基づく改築に着手 [再掲]	構想の策定	設計者選定 設計	設計

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課

③ 生涯学習センター、同分館

類似のホール機能を持つ文化センターは、令和4年度から特定天井等の改修を実施するため、休館します。このため、生涯学習センターの大規模改修は、当面延期し、必要な改修を順次実施します。

生涯学習センター分館は、必要な機能を精査し代替機能を確保したうえで、廃止を検討します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【生涯学習センター】改修	実施設計	工事（一部）	—
【生涯学習センター分館】方向性の検討	検討	検討	検討

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課

④ 図書館

練馬図書館は、併設の生涯学習センターとあわせて、大規模改修は当面延期し、必要な改修を行います。

貫井図書館は、併設の美術館の改築にあわせて一体的に整備します。<リーディングプロジェクト4>

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【練馬図書館】改修	実施設計	工事（一部）	—
【貫井図書館】美術館の再整備基本構想に基づく改築に着手 [再掲]	構想の策定	設計者選定 設計	設計

事業実施課：教育振興部 光が丘図書館

(5) スポーツ施設

① 体育館・プール

石神井プールは、プール槽等を改修します。

総合体育館は、改築に向けて、効率的に整備するための事業方式や、現在地以外への移転の可能性も含めて検討します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【石神井プール】 プール槽等の改修	—	設計	工事（完了）
【総合体育館】 改築に向けた検討	検討	検討	検討

事業実施課：地域文化部 スポーツ振興課

② 運動場等

石神井松の風文化公園の拡張工事にあわせて、スポーツ施設（フットサル・テニス兼用コートの他、スケートボード等ができる広場）の整備に着手します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【石神井松の風文化公園】 スポーツ施設の整備に着手	整備内容決定	調整	基本設計

事業実施課：地域文化部 スポーツ振興課

(6) 産業振興・勤労者福祉施設、集会施設

① 東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、サンライフ練馬は、令和7年度を目途に廃止します。引き続き必要な機能については代替を設けます。

廃止後の敷地は、美術館の改築で活用します。<リーディングプロジェクト4>

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
廃止に向けた調整	機能の整理	調整	調整

事業実施課：産業経済部 経済課

② 勤労福祉会館

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、必要な機能を整理し、大規模改修に向けて、施設活用の今後の方向性を決定します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
今後の方向性の決定	検討	検討	決定

事業実施課：産業経済部 経済課

(7) 子どもと青少年の施設

① 保育園

上石神井第三保育園は、都営住宅の建替えにあわせて改築します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【上石神井第三保育園】 改築 ^{※1}	—	工事	工事

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課、保育課、保育計画調整課

② 学童クラブ

上石神井北小学校は、敷地内の保育園跡施設を改修して学童クラブを設置するとともに、改築にあわせて校舎内に設置します。

南町小学校、練馬第三小学校、南田中小学校、大泉第四小学校、光が丘四季の香小学校は、校舎内に設置します。

関町北小学校および旭丘小学校は、改築にあわせて、校舎内に学童クラブを設置します。学童クラブを小学校内に設置する際には早期に「ねりっこクラブ」への移行を進めます。

その他学童クラブ3施設の校内化に着手します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【上石神井北小学校内学童クラブ】 (保育園跡施設) 開設 (学校改築) 工事	設計 工事	工事 工事	開設 工事
【南町小学校内学童クラブ】 開設	設計	工事	開設
【練馬第三小学校内学童クラブ】 開設	設計	工事	開設
【関町北小学校内学童クラブ】 開設	工事 (学校改築)	工事 (学校改築)	開設
【南田中小学校内学童クラブ】 工事	—	設計	工事(完了)

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【大泉第四小学校内学童クラブ】工事	—	設計	工事（完了）
【光が丘四季の香小学校内学童クラブ】工事	—	設計	工事（完了）
【旭丘小学校内学童クラブ】工事	設計 (学校改築)	設計 (学校改築)	工事 (学校改築)
その他令和 5 年度に工事に着手する施設	—	—	設計3校

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

③ 子ども家庭支援センター

都営住宅（上石神井四丁目団地）の建替えにあわせて、地域子ども家庭支援センター分室を新設します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
地域子ども家庭支援センター分室の新設 ^{※1}	—	工事	工事

※1…都営住宅の建替えに伴う新築 東京都主体で施工

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課、練馬子ども家庭支援センター

④ 児童館

栄町児童館は、新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の設置にあわせて複合化し、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を充実します。<リーディングプロジェクト2>

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【栄町児童館】 小中一貫教育校と複合化し、移転・改築 ^{※1} [再掲]	実施設計	実施設計	工事

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

⑤ 青少年館

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況、児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。春日町青少年館は、周辺の春日町南地区区民館、春日町地域集会所との統合・再編を検討し、改修・改築の方向性を定めます。<リーディングプロジェクト5>

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【春日町青少年館】 機能の見直し、改修・改築の方向性の決定 [再掲]	検討	検討	決定

事業実施課：こども家庭部 青少年課

⑥ 秩父青少年キャンプ場

利用状況、立地環境、民間による類似施設の状況などを考慮しながら、今後の方向性を定めます。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
今後の方向性の決定	検討	検討	決定

事業実施課：こども家庭部 青少年課

(8) 高齢者福祉施設

① 敬老館

栄町敬老館は、新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の設置にあわせて複合化し、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。<リーディングプロジェクト2>

中村敬老館は、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。

高野台敬老館は、生涯学習センター分館の一部を活用して移転し、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【栄町敬老館】 小中一貫教育校と複合化し、移転・改築※1 [再掲]	実施設計	実施設計	工事
【中村敬老館】 街かどケアカフェ・地域包括支援センターへの機能転換	設計 (令和2年度)	工事	開設
【高野台敬老館】 街かどケアカフェ・地域包括支援センターへの機能転換	調整	設計	工事（完了）

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課、高齢者支援課

(9) 障害者福祉施設

① 福祉作業所

北町福祉作業所は、大規模改修を行います。その際には、北保健相談所の移転に伴う空きスペースを活用し、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、令和6年度から生活介護事業を開始します。

大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。<リーディングプロジェクト3>

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【北町福祉作業所】 大規模改修 [再掲]	実施設計 (令和2年度)	工事	使用開始

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

② 心身障害者福祉センター（中村橋区民センター内）

大規模改修に着手します。大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
大規模改修に着手 [再掲]	大規模改修の 内容の決定	基本設計 実施設計	実施設計

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

(10) 地域の施設

① 地区区民館

大規模改修未実施の施設について、順次改修を行います。

貫井地区区民館は、大規模改修にあわせて機能再編を検討します。

春日町南地区区民館は、周辺の春日町青少年館、春日町地域集会所との統合・再編や機能転換を検討し、改修・改築の方向性を定めます。<リーディングプロジェクト5>

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【北大泉地区区民館】 大規模改修	実施設計 (令和 2 年度)	工事	工事 (完了)
【東大泉地区区民館】 大規模改修	実施設計	—	工事
【貫井地区区民館】 大規模改修に着手	機能再編検討 大規模改修の 内容の決定	基本設計 実施設計	実施設計
【西大泉地区区民館】 大規模改修に着手	—	—	基本設計
【春日町南地区区民館】 改修・改築の方向性の 決定 [再掲]	検討	検討	決定

事業実施課：地域文化部 地域振興課

② 地域集会所

春日町地域集会所は、周辺の春日町青少年館、春日町南地区区民館との統合・再編や機能転換を検討し、改修の方向性を定めます。<リーディングプロジェクト5>

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【春日町地域集会所】 改修の方向性の決定 [再掲]	検討	検討	決定

事業実施課：地域文化部 地域振興課

(11) 教育施設

① 小中学校

学校施設管理実施計画に基づき、概ね年間2校ずつ計画的に改築を進めていきます。改築にあたっては、周辺施設の複合化を検討します。

旭丘小学校・旭丘中学校の小中一貫教育校の設置や周辺施設の複合化に向けて、保護者や地域の意見を聞きながら取り組んでいきます。<リーディングプロジェクト2>

石神井南中学校は、長寿命化改修に着手します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【関町北小学校】 改築工事完了	工事	工事	工事(完了)
【上石神井北小学校】 改築工事	工事	工事	工事
【旭丘小学校・旭丘中学校】 小中一貫教育校設置に向けた改築工事 [再掲]	実施設計	実施設計	工事
【向山小学校】 改築工事に着手	調整	基本設計	実施設計
【田柄中学校】 改築工事に着手	調整	基本設計	実施設計
【練馬東小学校】 改築工事に着手	—	調整	基本設計
【豊溪小学校】 改築工事に着手	—	調整	基本設計
【石神井南中学校】 長寿命化改修に着手	—	調整	設計

事業実施課：教育振興部 教育施策課、学校施設課

② 少年自然の家

下田少年自然の家は、施設の老朽化が進んでいるほか、臨海学校を中止することから廃止します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【下田少年自然の家】 廃止	校外学習の 方針策定	調整	廃止

事業実施課：教育振興部 保健給食課

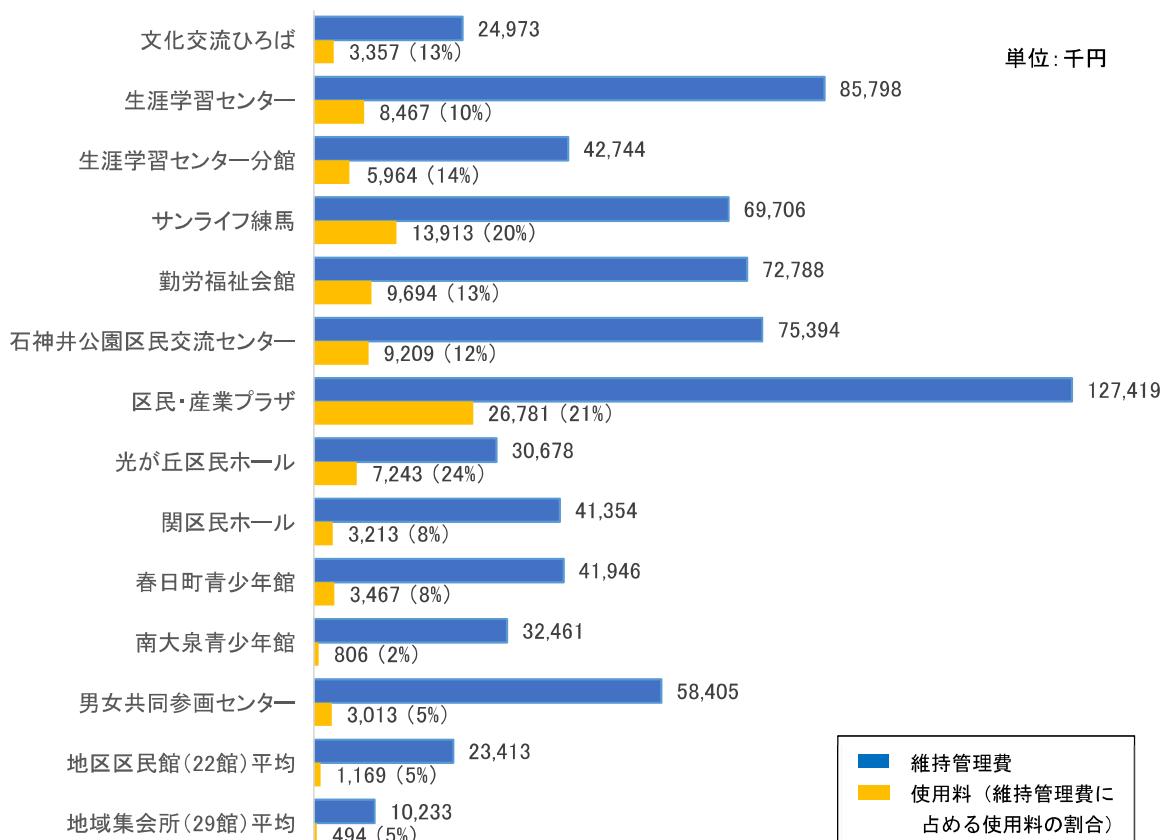
★ 施設の維持管理にかかる経費について ★

施設を維持管理し、運営していくためには、改修や改築に要する費用だけでなく、人件費、光熱水費、清掃費、設備の保守点検費、修繕費など、毎年、様々な費用が必要になります。これらの費用も考慮しながら、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図るため、区民全体の視点から施設のあり方を見直し、適切に施設を維持・更新していく必要があります。

ここでは、区民の皆様が会議やサークル活動等でご利用いただいている貸館機能を持つ主な施設を例に、維持管理にかかる経費等の現状をお示しします。

- 生涯学習センターやサンライフ練馬、区民ホール、青少年館、地区区民館、地域集会所（以下「集会施設」という。）などは、利用者から施設使用料をいただいています。しかし、年間の施設の維持管理費に対する使用料の割合はわずかであり、ほとんどは、施設を利用されない方も含めた区民全体の税金（公費）で賄われています。

〔表：主な集会施設の維持管理費等（令和元年度）〕



- ・維持管理費…光熱水費、消耗品、電話代、清掃費、設備保守点検、施設の維持管理・貸出にかかる人件費、修繕費等
- ・複合施設の光熱水費、電話代、清掃費、設備保守点検、修繕費等で明確に分けられない場合は面積按分
- ・面積按分では、類似施設と比較して著しい金額差が生じる場合は、類似施設の平均値で調整
- ・令和元年度に改修工事で休館していた施設は、平成 28 年度の維持管理費、使用料のデータを使用

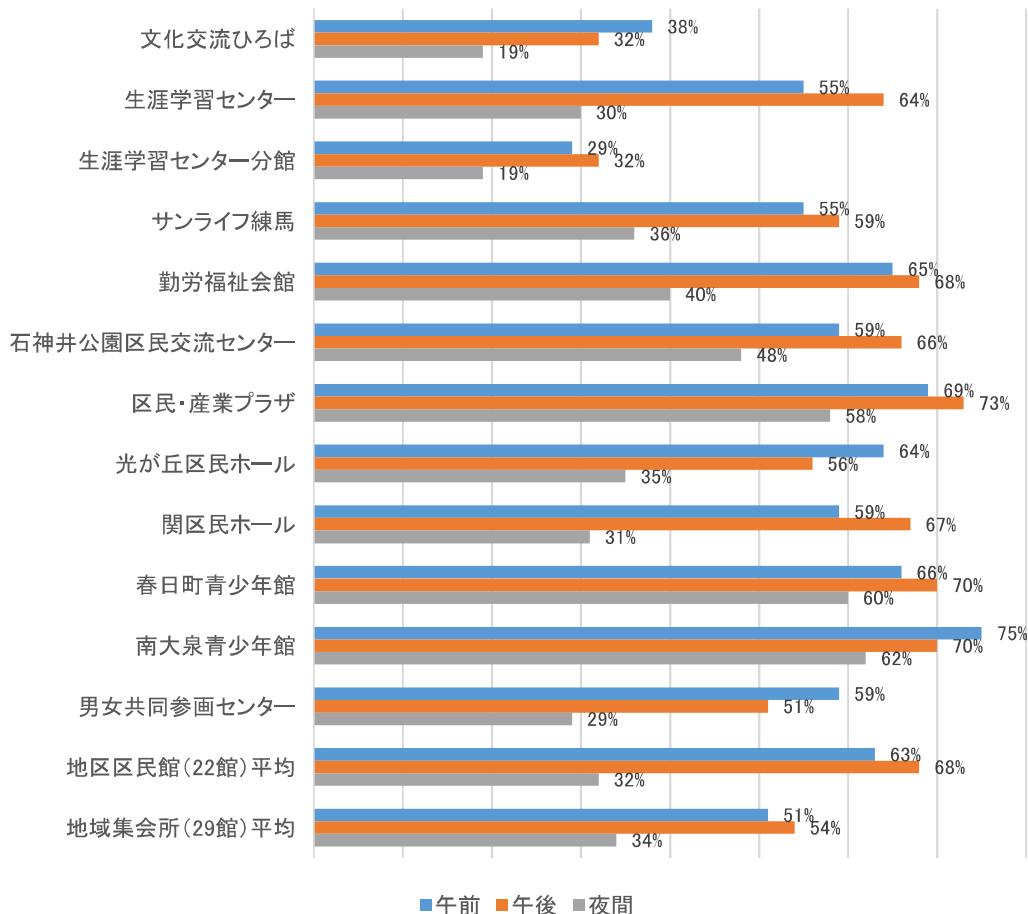
-課題-

施設の維持管理には、改修や改築にかかる経費だけでなく、毎年、多額な公費負担が必要です。納税者間の公平性の観点から、利用者だけでなく、利用されない方も含めて、将来にわたり維持すべき施設か考える必要があります。

維持する場合でも、施設の稼働率を考慮し、近隣の同機能を持つ施設や部屋を集約することや、施設ごとに利用が低い時間帯は閉館するなど、効率的な運営を行っていく必要があります。

2 集会施設の稼働率は、施設によってばらつきがありますが、平均では午前は58%、午後は59%、夜間は38%となっています。

[表：主な集会施設の稼働率（令和元年度）]



3 跡施設・跡地の活用

(1) 光が丘第七小学校跡施設

令和2年度に、既存校舎を障害者福祉施設等の改修時における一時移転施設とするため改修しました。令和4年度から活用を開始します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
障害者福祉施設等の一時移転施設として活用	工事完了 (令和2年度)	活用	活用

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(2) 旧春日町児童館・敬老館

現在、「はじめのいっぽ春日町」（児童発達支援、放課後等デイサービス）が活用しています。今後、田柄第二ストックヤード跡地に移転することから、新たな活用の方向性を定めます。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
新たな活用の方向性の決定	－	事業所の移転	新たな活用の方向性の決定

事業実施課：企画部 企画課

(3) 現 光が丘保管所（再利用家具置場）

資源循環センターの拡張整備にあわせて光が丘保管所（再利用家具置場）を移転します。移転後は、新たな活用が見込めないため、建物は除却します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
建物の除却	-	光が丘保管所の移転	建物の除却

事業実施課：環境部 清掃リサイクル課

(4) 現 シルバー人材センター作業所

北保健相談所の移転に伴う空スペースを活用してシルバー人材センター作業所を移転します。移転後は防災備蓄倉庫用として活用します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
防災備蓄倉庫として使用開始	-	シルバー人材センター作業所の移転	防災備蓄倉庫として使用開始

事業実施課：危機管理室 防災計画課

(5) 田柄第二ストックヤード跡地

田柄第二ストックヤード跡地をこぶし事業所に貸し付けます。こぶし事業所が整備する施設に、旧北保健相談所、練馬区障害者就労支援室、旧春日町児童館の一部を使用している「やまびこ第二作業所」、「こぶし事業所」、「はじめのいっぽ春日町」を移転します。

旧北保健相談所と練馬区障害者就労支援室は、施設の老朽化が進んでいることから除却します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
田柄第二ストックヤード跡地			
各事業所の移転・開設	工事 ^{※1}	工事 ^{※1} 開設	—
旧 北保健相談所			
建物の除却	—	やまびこ第二作業所、 こぶし事業所の移転	建物の除却
練馬区障害者就労支援室			
建物の除却	—	こぶし事業所の移転	建物の除却

※1…設計・工事は事業者が実施

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

企画部 企画課

(6) 現 光が丘病院施設

令和4年度に光が丘病院が光が丘第四中学校の跡地に移転します。移転後の病院は、民間事業者に新たに貸付け、医療と介護の複合施設として整備します。整備に当たっては、必要となる改修経費の一部を負担します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
民間事業者へ貸付	事業者との基本協定の締結	調整	貸付 改修工事費負担 ^{※1}

※1…事業の進捗状況等を踏まえ、負担する額および支払時期を決定

事業実施課：地域医療担当部 医療環境整備課

4 外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設等

(1) 民営化した特別養護老人ホーム・デイサービスセンター等

区立施設であった4つの特別養護老人ホーム・デイサービスセンターは、平成23年度に練馬区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）に運営を移管し、民営化しました。民営化時の協定では、区の土地・建物を無償貸付し、建物の大規模改修は区が行うこととしていました。

その後、事業団と大規模改修について協議を進め、事業団の施設維持管理の主体性を高め、施設サービスの向上を図るために、令和3年度に建物を事業団へ無償譲渡し、事業団が主体的に改修を行い、区が経費の一部を補助することとしました。これに伴い、大泉特別養護老人ホームに併設の大泉ケアハウスは、事業団を運営主体として令和3年度に民営化しました。あわせて、区と事業団で新たに協定を締結しました。今後、協定に基づき、大規模改修の時期や区の財政支援のあり方について事業団と協議します。

また、大泉ケアハウスのあり方を事業団と検討した結果、今後、区民ニーズの高い特別養護老人ホーム等へ機能転換します。機能転換の時期については、大規模改修の時期を踏まえ、事業団と協議します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
大規模改修の時期・財政支援のあり方等の協議	協定の締結	協議	協議

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

(2) 作業所・生活介護施設

区の施設としては使わなくなった建物等を民間の障害者施設に無償で貸し付けています。区は原則として施設の老朽化による改修・改築は行わず、順次、移転・家賃補助への移行、事業者への売却、事業者による現地での建替えなどを進めます。事業者と利用者の状況を考慮しながら、協議・調整を行います。

施設の移転等により生じた跡地は、他用途への転用または貸付・売却などにより有効活用を図ります。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

第4章 委託・民営化実施計画

1 区立施設の管理運営手法の基本的な考え方

- ◆ 民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。
- ◆ 今後さらに委託や民営化を進め、サービスの向上を図るとともに行財政運営の効率化に取り組みます。
- ◆ 行政が最終的に責任を持つべき分野では、区民や事業者と協働して行政でなければ担えない役割を果たします。

管理運営手法選択の考え方

管理運営手法は、施設の業務内容に応じて選択することを基本とします。

個々の施設の業務だけでなく区全体の行政サービスのあり方、執行体制、財政負担などを総合的に検討し、最適な手法を選択していきます。

① 直営

法令等に規定がある施設や随時区の判断や直接的な関与が求められる業務を行う施設は「直営」または「一部委託」とします。

② 民間委託

直営とすべき施設を除き、区立施設の管理運営は、民間が担うことを基本とします。

管理運営手法は、区の関与度、事業者の創意工夫の余地、併設施設の状況などを勘案し、「業務委託」または「指定管理者制度（公の施設※1に限る）」から選択します。

※1 「公の施設」とは、地方自治法において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められている施設で、図書館、美術館、体育館、福祉園などがあります。
区役所庁舎や区民事務所など、行政の事務所は「公の施設」にはあたりません。

③ 民営化

民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われ、サービス向上の観点から民間が担うことが望ましい施設については、民営化※2に取り組みます。

※2 「区立施設の民営化とは、施設の設置・運営の主体が民間事業者となることです。
必ずしも、施設の土地や建物を民間事業者が所有して、独立採算により運営することを意味するものではありません。

2 施設種別ごとの取組

(1) 子どもと青少年の施設

① 保育園

区立保育園60園のうち、既に24園を業務委託しています。

令和11年度までに毎年2園ずつ業務委託による運営を開始し、計40園を業務委託で運営します。委託にあたっては、保護者への事前説明から事業者選定、準備委託を経て概ね3か年をかけます。

令和5年度までに4園を委託します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【北町第二】 【石神井台】 令和4年度業務委託	準備委託	開始	実施
【氷川台第二】 【東大泉】 令和5年度業務委託	事業者選定	準備委託	開始

【令和6年度以降の保育園の運営業務委託計画】

目標	園名	
令和6年度業務委託	高松	下石神井第三
令和7年度業務委託	旭町	南田中
令和8年度業務委託	貫井	上石神井
令和9年度業務委託	春日町	富士見台こぶし
令和10年度業務委託	豊玉第三	光が丘第十一
令和11年度業務委託	光が丘第九	大泉学園

既に委託している24園については、2回まで委託契約を更新できるものとしています。更新の契約期間満了を迎える園は、再公募または民営化します。

業務委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われ、運営事業者が民営化への意欲を示している場合、民営化を検討します。

当面は、土地・建物を区が所有し、建物が譲渡可能な保育園単独施設の園から民営化を進めます。この場合、施設維持管理における運営事業者の主体性を高め、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持し、民営化移行時に区が必要とする保育サービスを実施するため、原則土地は無償貸付、建物は無償譲渡とします。

民営化にあたっては、在園児童への配慮として十分な期間を設けるとともに、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めます。このため、民営化公表から移行するまでの期間を5年間とします。ただし、運営事業者が期間の短縮を希望する場合は、民営化公表前に入園し、民営化後も在園する児童の保護者の理解を前提に、前倒しを検討します。

令和4、5年度に更新の契約期間満了を迎える園は、豊玉第二保育園、北町保育園、光が丘第四保育園、平和台保育園、高野台保育園です。

保育園単独施設である高野台保育園は、現在の運営事業者を運営主体として民営化します。民営化の時期については、運営事業者が期間の短縮を希望し、保護者の理解を得られたため、令和7年度とします。民営化に向けてサービス内容を運営事業者と協議します。高野台保育園以外の園は、令和4年度に事業者を再公募します。

令和6年度に更新の契約期間満了を迎える、光が丘第八保育園、向山保育園、石神井町つつじ保育園、東大泉第三保育園は、令和4年度に再公募または民営化するか運営方法を決定します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【高野台】 民営化に向けた協議	運営方法の決定 協議	協議	協議
【光が丘第八】 【向山】 【石神井町つつじ】 【東大泉第三】 運営方法の決定	検討・協議	運営方法の決定	—

事業実施課：こども家庭部 保育計画調整課

② 学童クラブ

区立学童クラブ89クラブのうち、ねりっこ学童クラブを含め、59クラブを業務委託しています。

学童クラブの業務委託と小学校内への設置を進め、小学校施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能と特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を早期に全小学校で実施することを目指しています。

学童クラブは、令和5年度までに9クラブを業務委託します。

ねりっこクラブは、小学校37校で業務委託により運営しています。令和5年度までに15校で開始します。ねりっこクラブを拡大します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【学童クラブ】 業務委託の拡大	59クラブ業務委託 (直営30クラブ)	5クラブ	4クラブ
【ねりっこクラブ】 拡大	37校で実施	8校	7校

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

③ 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター5センターのうち、練馬子ども家庭支援センターは直営、練馬子ども家庭支援センター分室および関・貫井・大泉子ども家庭支援センターは業務委託、光が丘子ども家庭支援センターおよび同分室は指定管理者が運営しています。直営の練馬こども家庭支援センターは主に虐待対応を担い、その他のセンターは主に子育て支援サービスや相談支援を担っています。

虐待通告が急増する中、児童相談体制を強化するため、令和2年7月、都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターの専門職員が協働で児童虐待などに対応する「練馬区虐待対応拠点」を練馬子ども家庭支援センター内に都区共同で設置しました。

児童を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、令和4年度から5つのセンターを練馬子ども家庭支援センター（以下「本庁センター」という。）と5か所の地域子ども家庭支援センター（以下「地域センター」という。）に再編し、直営で運営する本庁センターが地域センターを統括する体制とします。

あわせて、令和4年度から児童虐待の再発防止等支援事業を新たに地域センターへ業務委託します。業務の実施にあたり、光が丘子ども家庭支援センターおよび同分室の運営方法を指定管理者制度から業務委託へ変更します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
業務委託の拡大 (児童虐待の再発防止等支援事業)	決定	拡大	実施
【地域子ども家庭支援センター光が丘・分室】 運営方法の変更	準備	開始	実施

事業実施課：こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター

④ 児童館

児童館17館のうち、4館は指定管理者が運営しています。

小学生の居場所となる、ねりっこクラブの拡大にあわせて、乳幼児と保護者および中高生向け事業の充実を図るなかで機能を再検討し、施設配置の考え方を決定したうえで、運営方法を見直します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2か年計画	
		4 年度	5 年度
機能および施設配置の考え方の決定	検討	検討	決定

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

⑤ 青少年館

青少年館は、窓口業務を委託しています。

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況、児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。そのうえで、施設管理等の運営方法を決定します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2か年計画	
		4 年度	5 年度
運営方法の決定	検討	検討	決定

事業実施課：こども家庭部 青少年課

(2) 高齢者福祉施設

① デイサービスセンター

区立デイサービスセンター9施設は、すべて指定管理者が運営しています。

区内では民間のデイサービス事業所が200か所以上存在し、サービス内容も多様化しています。区立施設としての役割や機能および個々の施設形態を踏まえ、今後のあり方を検討し、運営方法を決定します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
運営方法の決定	検討	検討	決定

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

(3) 障害者福祉施設

① 福祉園

区立福祉園 7 園のうち、5 園は指定管理者が運営しています。

貫井福祉園は、令和 3 年度に指定管理期間が満了となります。委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われているため、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。民営化にあたっては、重度障害者の受入れ等これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物を無償貸付とします。民営化に向けた準備期間中は、引き続き指定管理者制度を適用し、現在の指定管理者が施設運営を担います。令和 7 年度の民営化に向けて、サービス内容を指定管理者と協議します。

大泉町福祉園は、令和 4 年度に指定期間が満了となります。指定期間の満了を迎える福祉園については、施設改修の実施時期を踏まえ、運営方法を決定します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2か年計画	
		4 年度	5 年度
【貫井福祉園】 民営化に向けた協議	運営方法の決定 協議	協議	協議
【大泉町福祉園】 運営方法の決定	検討	決定	—

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

② 福祉作業所

区立福祉作業所 5 所は、すべて指定管理者が運営しています。

大泉福祉作業所、北町福祉作業所、貫井福祉工房は、委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われているため、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。民営化にあたっては、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物を無償貸付とします。

大泉福祉作業所（大泉つつじ荘を含む。）は、令和 4 年度に民営化します。民営化後は、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、生活介護事業を開始します。

北町福祉作業所は、令和 6 年度に民営化します。あわせて、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、生活介護事業を開始します。

貫井福祉工房は、併設している貫井福祉園とともに、令和 7 年度の民営化に向けて、サービス内容を指定管理者と協議します。

白百合福祉作業所とかたくり福祉作業所は、令和 5 年度に指定期間が満了となるため、運営方法を決定するとともに、高齢化や重度化に対応した機能拡充を検討します。

5 年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4 年度	5 年度
【大泉福祉作業所】 民営化 生活介護事業の開始	協議	開始	一
【北町福祉作業所】 民営化に向けた協議	協議	協議	協議
【貫井福祉工房】 民営化に向けた協議	運営方法の決定 協議	協議	協議
【白百合福祉作業所】 運営方法の決定	検討	検討	決定
【かたくり福祉作業所】 運営方法の決定	検討	検討	決定

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

③ こども発達支援センター

こども発達支援センターは、相談事業、通所訓練事業、訪問事業を業務委託しています。

令和4年度から新たに実施する障害児一時預かり支援事業を委託します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
業務委託の拡大 (障害児一時預かり支援事業)	決定	拡大	実施

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

④ 障害者グループホーム

区立障害者グループホーム2施設は、すべて指定管理者が運営しています。

大泉つつじ荘は、併設している大泉福祉作業所の民営化にあわせて、現在の指定管理者を運営主体として令和4年度に民営化します。民営化を見据え、令和3年10月からニーズが高い「重度障害者グループホーム」に転換しました。

民営化にあたっては、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物は無償貸付します。

しらゆり荘は、令和5年度に指定期間が満了となるため、運営方法を決定します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【大泉つつじ荘】 民営化	協議	開始	—
【しらゆり荘】 運営方法の決定	検討	検討	決定

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(4) 清掃関連施設

① 清掃事務所

可・不燃ごみの収集作業の一部を業務委託しています。

収集作業の業務委託を順次拡大していきます。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
業務委託の拡大	可・不燃ごみ収集 作業（28組）委託	拡大 (4組)	検討

事業実施課：環境部 清掃リサイクル課

② 資源循環センター

資源循環センターの管理・運営は、環境まちづくり公社に業務委託しています。

資源循環センターを増築し、令和4年度から不燃ごみの資源化事業を新たに業務委託します。これに伴い、粗大ごみ関連事業および容器包装プラスチック関連事業等の委託事業を見直し、効率的かつ安定的な事業執行体制を構築します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
業務委託の拡大 (不燃ごみ資源化事 業)	決定	拡大	実施
効率的かつ安定的な事 業執行体制を構築	検討	実施	実施

事業実施課：環境部 清掃リサイクル課

(5) 教育施設

① 学校調理業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、87校で業務委託を行っています。

調理の業務委託を順次拡大していきます。

5 年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4 年度	5 年度
業務委託の拡大 (学校調理)	87校 (直営11校)	2 校	拡大

事業実施課：教育振興部 教育総務課、保健給食課

② 学校用務業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、79校で業務委託を行っています。

用務の業務委託を順次拡大していきます。

5 年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4 年度	5 年度
業務委託の拡大 (学校用務)	79校 (直営19校)	4 校	拡大

事業実施課：教育振興部 教育総務課

(6) 文化・生涯学習施設

① 図書館

区立図書館12館のうち、10館は指定管理者が運営しています。残る2館は一部業務を委託しています。

練馬図書館は施設の改修後、指定管理者制度の導入を予定していましたが、改修のスケジュールを見直したため、導入時期を調整します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【練馬図書館】 指定管理者制度導入時期の調整	調整	調整	調整

事業実施課：教育振興部 光が丘図書館